

2017.7.24. 札幌市 かでる 2・7

基調講演「被害者にやさしいまち、冷たいまち」

常磐大学元学長、世界被害者学会理事

諸 澤 英 道

1 この10年で何が変わったか？

只今ご紹介頂きました、諸澤でございます。日本の被害者が置かれている状況について、30分で話すようにということです、かなり駆け足の話になることをご了承ください。

今日の話のレジュメは、お配りした資料の中の両面印刷してある6ページのもので、大事なことは言い残さないように、前半にお話しさせていただきます。したがって、レジュメの順番ではなく、若干話が前後いたします。その都度、「レジュメの何ページをご覧下さい。」と申し上げます。

私は、先ほど、前田様のご紹介にありましたように、ちょうど10年前に講演をさせていただきました。その時の演題が「被害者の尊厳と権利を守るために」というものでございます。あれから10年経ちます。10年あれば世の中相当変わってきているだろうと思うのですが、今振り返ってみますと、この10年は何だったんだろうかと思うほど、被害者をめぐる社会状況は変わっていません。

変わったのは、主に、刑事司法制度の改革であります。私が札幌に参りましてから毎年のように、刑事司法制度の改正がありました。それは、驚くような大転換であります。学界で多くの学者が反対しているようなことが、世論によって一つ、また一つ、と変わりました。それを実現したのは、「あすの会」をはじめとする被害者団体や被害者の方々の努力によってであって、世論をリードすべきオピニオンリーダーや支援者たちではなかったのです。

2 被害者運動の抵抗勢力は誰か？

このことに関連して、被害者をめぐる状況を変えていく上で、当時、支援者は一体何をしていたのだろうかということが問われることになります。

私は、2009年に茨城県の水戸市で国際被害者学シンポジウムを開きました。世界50何か国から550人を超える学者が集まって来ました。その時に、世界被害者学会側の要望で、当時「あすの会」の代表幹事をしていた岡村勲先生に基調講演をお願いしました。

岡村先生はその講演の最後に、「こうやって被害者が疲れ切った身体にムチ打って頑張って法律を変えなければならないような国は、日本が最初であって最後であってほしい。」とおっしゃいました。一瞬、会場がシーンとしました。しばし無言の状態が続きました。この言葉を世界中の学者は、すぐには理解できなかったのです。やがて会場がざわつき、理解

できた人が一人また一人と出てきたのです。

それはどういうことかと言いますと、日本より 30 年近く昔の 1970 年代、1980 年代に、欧米を中心に世界各国で被害者の保護と支援に関する制度がどんどん変わって行ったわけですが、それを実現したのは、被害者ではなくて、支援者やオピニオンリーダーだったのです。このことに関しては、レジュメ 3 頁の「7」をご覧ください。

オピニオンリーダーと言うのは、世の中に大きな影響力を与えるような立場の人たちです。例えば、テレビや新聞などに登場して意見を言うような「専門家」とか「識者」と言われる人たちがいます。政財界の方々もそうですし、時にはスポーツ界、芸能界、そういう人達もそうです。世論に影響を与えるような、そういう人たちが、被害者の現状はこれでいいんだろうかと言って、いろいろな場や機会をとらえて訴え、世論をつくり、政府を動かして制度を変えていった。そういう歴史が欧米の多くの国にあります。

レジュメ 3 頁の「9. a」と「9. b」にありますように、日本では、曾野綾子とか瀬戸内寂聴のような、日本を代表する識者が、信じられないようなことを、雑誌や講演などで言っているのです。何と言ったらよいのか、言葉を失ってしまいます。世論に訴え変化を起こすためには、被害者自らが街頭に立って署名運動をしなければならないのが、日本なのです。こんな冷たい社会がありますか？

21 世紀に入って、刑事法廷で被害者の個人情報秘匿する制度とか、少年審判を被害者が傍聴できる制度、検察審査会を動かして強制起訴ができる制度、あるいは公訴時効の廃止、延長など、さまざまな法律の改正が進んできました。しかし、そのほとんどは、被害者運動によるもので、むしろ、学者や専門家はそれをさせないための抵抗勢力だったのです。

3 地方自治体は被害者のために何をしてきたか？

この 10 年間に被害者のためにやったことは、そのほとんどは、国がやったことであって、都道府県でもなく、市区町村でもありません。犯罪被害者等基本法には、地方公共団体の責務とか、国民の責務ということがうたわれているのですが。

犯罪被害者等基本法は、被害者の権利と利益を守るということを宣言しています。これを確実にやるためには、都道府県、市区町村は必ず条例を作らなければなりません。地方自治体の方と話をしますと、「窓口が頑張ればできます。」とか「条例をつくる必要があるのでしょうか？」とおっしゃる方がいます。もう、驚くような話です。「権利利益を守る」ことイコール「法律によって保障する」ということをやらなければいけない。そのことさえ分からないのです。そういう人たちが地方自治体の行政に携わっているわけですから。

会場みなさま、ぜひお願い致します。北海道、そして道内の各市町村の関係者のみなさま、必ず、条例をつくって下さい。それは、基本法が要求していることなのです。被害者の権利や利益を、都道府県、市区町村は保障しなければならないのです。権利を保障することとは、法律である「条例」をつくらなければいけないということを意味しています。こ

の理屈を「なぜっ」て聞くのは大変恥ずかしいんじゃないでしょうか。行政に携わっている方々としては。しかし、公の場で堂々と質問する人がいるので驚かされます。被害者の権利の中で最も基本的な「元の平穏な生活に戻る権利」を実現するのは、その地域の自治体の責任であり、その住んでいる地域の中で行われなければなりません。

先ほどご紹介がありました「すべてのまちに被害者条例を」というブックレットですが、これは、私たち条例研究会が3か月かけて作成したものです。会員がものすごく頑張って原稿を書いてくれまして、私は最後のチェックをしました。読みやすくできていますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。これを読んだら、自治体や住民は被害者のために何をすべきかという疑問は、全部吹っ飛ぶと思うんです。それほど分かりやすく書かれています。

4 被害者の尊厳と権利をいかに守るか？

さて、時間がないので、少し話を進めます。レジュメ1頁の下の方の「3」です。

被害者の問題というのは、「尊厳」と「権利」をどうやって守っていくのかという問題であり、そのために、周りの人がどう支えていくのかということだと思えます。被害者が元の生活に戻っていくのは、国民としての権利です。それを国と地方自治体は保障しなければなりません。このことは、国連が1980年から取り組んできた問題です。

私は1980年以降、関係する国際会議に出てきました。1985年にミラノで開かれた国連犯罪防止会議に日本政府代表団のオブザーバーとして参加したのですが、この時、日本政府は「国連被害者人権宣言」に賛成しました。それが、11月のニューヨークでの総会で承認されて、正式のものになりました。しかし、それから10年間、日本政府は何もしませんでした。1995年までの10年間、国内は全く何も変わらなかったのです。50人近い代表団を送り込んだその会議で、しかも賛成票を投じていながら、日本に戻ったら官僚の皆さん方、何もなかったのです。

変化を起こさせたのは、被害者たちでした。彼らは、被害者が置かれている惨状を訴えました。私も、岡村先生とご相談しながら、その訴えの一翼を担いました。世界中がこういう風に動いていますよというような情報提供を、いろいろな場でやってきました。特に、国連では「被害者にやさしい社会」をつくることを目標にしているという説明を繰り返してきました。国民のすべてが被害者のことを考えるような、そういう社会に日本を変えていくべきだということを訴えました。

レジュメ2頁の「5」をご覧ください。日本には、犯罪者の権利と被害者の権利を同一レベルで議論するという間違いをしている人たちがたくさんいるのです。被害者は、その基本的な人権を侵された人ですから、一般国民の権利にプラスして、特別な権利が認められるべきなのですが、その論理が日本ではなかなか通用しません。

第二次世界大戦は1945年に終わりましたが、その後、国際連合が結成され、1955年から国連犯罪防止会議が開かれるようになりました。国連は、戦争と犯罪をなくするというのが、

当時、最も重要な任務でありました。その意味で、国連犯罪防止会議は、国連組織の中でも、最も重要な会議の 1 つです。この会議は 5 年毎に開催されているのですが、半世紀やってきて、犯罪防止のためには発想の転換が必要だということに気づくことになりました。

国連が過去 50 年間考えたのは、「犯罪者の処遇」が犯罪防止に役立つという発想でした。犯罪をなくすために、国民一人一人を付け回して、やりそうだったら「待て！」って止めるわけにはいかないのです。できることはといえば、民主国家であれば、やってしまった人を教育して、二度としないような人に変えるという発想だったんです。それは、主として刑務所内での処遇によって行われます。教育し更生させて、再び犯罪をやらないような人にしていくという正攻法です。

5 被害者理解教育は最大の犯罪防止策

日本の犯罪は、2002 年の約 370 万件をピークに認知件数が徐々に減少し、15 年間でほぼ半減しました。犯罪増に悩まされている国が多い中で、日本の犯罪減は、大きな注目を集めています。日本で減少してきていることの原因の一つに、私は、被害者についての社会の関心が急速に進んでいるということを感じています。

前に述べましたように、国連では、犯罪者を教育し更生させて、再び犯罪を行うことのない人間にすることで、長期的には犯罪の少ない社会をつくることができると考えて取り組んできましたが、このような方法は、犯罪者の人権を尊重しながらではできないということに気づくことになったわけです。多くの犯罪者は強制されることを嫌いますから、教育して、人を変えようということは、その者の人権を制限しないことにはできません。

そういう中で、むしろ被害者教育の方が効果的であり確実であることに、世界中の学者が気づきました。特に思春期に当たる小学校・中学校時代に、相手のことを考えることのできる人に育てることが大事です。そのような人は、他人に危害を加えるようなことはしません。もし、このような事をしたら、やられた相手はどういう気持ちになるんだろうか、というようなことを考えることのできる人にすることが大事です。すべての国民がそういう人間になっていったら、他人が嫌がるようなことをみんなしなくなるんじゃないか。その結果、犯罪がどんどん減っていくんじゃないか、ということです。今、世界中の被害者学者の多くが考えているのは、被害者教育を徹底してやっていくことによって、まわりまわって、犯罪をやる人を減らすことができるという思考法です。犯罪者を教育するよりも、よっぽど効果的であるということです。そのことは、みんなが被害者のことを考える、そういう社会にしていく。それは、今日の演題でもある「被害者にやさしい社会」です。

よく、ケーススタディーで出て来る例に「いじめ」があります。いじめられている人のことを考えることができる人は、いじめをしません。相手にこんなことをしたら、いじめられている人はかわいそうだなって思うことができる人は、いじめをやめますし、しないと思うのです。いじめをやっている人は、そのことに気がつかないんです。やられている人は悲し

いんだっていうことに気づくような人間にしていく。これが被害者教育です。そういう社会を国連は目指しています。それは、繰り返しますが、「被害者にやさしい社会」をつくっていくことになります。

6 改めて問われる「被害者の権利」とは？

被害者問題が権利の問題であり、権利を確実に守っていくことによって、世の中がやさしくなるという考え方に、私が初めて気がついたのは、1975年のことでした。今から40年以上前のことです。ここで、レジュメ1頁の「1」をご覧ください。

1975年夏、北イタリアのコモ湖の町ベラッジョで世界中の被害者学者が一同に集まって、国際被害者学研究会という、ハイレベルの研究会が開かれました。私は、唯一の日本人として招待され参加しました。2週間、正味10日間の合宿をやったのです。この経験が私の人生を大きく変えました。

当時、ベラッジョまで行くには相当の時間がかかりました。帰りは、行きと同様、バスに2時間揺られてミラノに行き、そこから飛行機でフランクフルトに行き、さらに乗り換えて日本に向かいました。当時は、アンカレッジで必ず給油をしました。ミラノから日本へのノンストップ便はありませんでした。ベラッジョから日本に戻ってくるのに、一日以上かかったのです。そのような長旅をしながら、飛行機の中でいろいろ構想をめぐらし、たどり着いた結論が、「被害者問題は権利の問題である。」ということでした。なお、権利にはどのようなものがあるのかについては、レジュメ2頁の「6」をご覧ください。

被害者というのは、憲法が保障する基本的人権を侵害された人のことであるというのが、私の基本的な考え方です。すべての国民には権利を侵害されないという権利があります。それを侵害されたのが被害者なのです。そして、その権利を侵害された被害者には、元の生活に戻る権利があり、それを実現する過程で、さまざまな権利があります。

レジュメ1頁の「1」に、4つの写真が載っていますが、その内の①は、1975年に私が初めて被害者の権利について書いた処女作「被害者の権利と被害者学」です。40年以上前に書いた論文です。この論文を学界では誰も評価してくれませんでした。私の恩師でさえ、その考え方を否定しました。この考え方はずっと否定され続けて、30年後の2000年代になってようやく陽の目を見るわけです。

1975年から2004年までの約30年間は、被害者問題イコール権利問題だということを、日本では誰も認めませんでした。今でも鮮明に覚えているのですが、1999年に霞が関で日弁連と法務省のハイレベルの意見交換会があって、その場に私はオブザーバーとして同席したのですが、その休憩時間に、当時、法務省の局長クラスの方から「諸澤先生は被害者の権利っておっしゃるけど、本当にそんなものあるんですか？」「権利というのは、被疑者や被告人の話じゃないんですか？」と聞かれて、目の玉が飛び出るような驚きを感じました。日本の司法をリードしている局長クラスの方がそんなことを考えていたのが、1999年のこ

となのです。信じられますでしょうか？

7 被害者の権利保障に関して、日本はなぜガラパコスなのか？

1990年代には、「被害者の権利」を意味する”rights of victims”という言葉は、世界中の多くの文書で使われていました。人権のことを英語で”human rights”と言いますが、被害者の権利は、被害者としての人権という表現にもなっていました。しかし、にもかかわらず、日本では、被害者の権利という言葉は市民権を得ていなかったのです。

それが、2000年代になって急激に変わるんですが、それは、2000年1月に産声を上げた「あすの会」の活動によってなのです。それ以前の日本は、正にガラパコス状態でした。日本社会は、この問題に関して言えば、完全に鎖国状態で、国連や国際学会で既にコンセンサスを得られている概念を認めようとしませんでした。その怠慢は、私たち学者にあります。学者がしっかり世界の動向を日本に伝えて、議論の材料を提供しなきゃいけないのですが、そういうことをやっていなかったということです。

なお、日本では被害者問題に関して、正にガラパコス状態であることについては、レジュメ5頁の下方から6頁にかけての「12」のところで具体的に指摘しておきましたが、時間がないので、省略します。日本では、国際的にあまり聞かない「自助グループ」「直接支援」「早期支援」などの言葉が横行しているのです。

私は1995年に「現代のエスプリ」という雑誌のシリーズで「犯罪被害者～その権利と対策～」という本を出しました。レジュメ1頁の写真②です。また、国連でずっと議論してきたものを、できるだけ日本語に訳して資料として提示しようと考え、2003年に出したのが写真③です。昨年、この④の「被害者学」という本を成文堂から出しました。1000ページを超える本なのですが、この本全体が「権利」という言葉で貫かれています。

私が考える「あるべき姿」というのは、決して私だけが独特の変った考えをもっているわけではありません。国際的にコンセンサスを得られている考え方、つまり、世界の多くの学者が考えている考え方とほとんど同じです。私は、研究者としての人生において、若干、口はばったいのですが、日本語で書かれたものを信用しておりません。専門分野に関しては、すべて外国の文献で学んできました。そのような蓄積の中から生まれたのが、去年出版した、この本④なのです。

被害者問題に関して、日本の専門家の認識と諸外国の専門家の認識では、相当違いがあります。そういう中で、日本は、今、ある意味で「開国すべきか否か」を問われているような気がします。そのような、非常に大事な時期に、今、私たちはいます。

8 被害者の「復興期」は何処に？

アメリカの犯罪社会学者であるステファン・シェファーは、1968年に書いた本の中で、

被害者には3つの時期があったと言っています。すなわち、被害者の黄金期、衰退期、そして復興期です。

紀元前 2200 年のハンムラビ法典は人類最初の法律と言われていますが、それからずっと中世に至るまで、「やられた者はやり返す」という考えに立って制度がつくられていました。多くの民族はそういう制度を持っていたのです。それは、キリスト教の旧約聖書にも、そして、新約聖書にも、受け継がれています。「目には目を、歯には歯を」という言葉があります。やられた人がやり返すというのは当たり前の自然法則ですし、日本でも江戸時代に「かたき討ち」が公的に認められ、藩主から赦免状が下されたりしていました。

ところが、近代法を整備していく過程で、それは 18 世紀の中ごろからの約 2 世紀間のことですが、被疑者・被告人の人権を重視するようになり、そのような中で、被害者の法的地位がどんどん後退していきました。そして、気が付いてみると、犯罪者の権利と比較して、被害者の権利は全く無視されていたのです。それはおかしいではないかということを、イギリスの刑事政策学者であるマージャリー・フライが 1950 年代の中ごろに指摘したのですが、その時に使った言葉が「正義 (justice)」でした。その指摘は世界中に広がり、今では、被害者問題は justice の問題であるというのが常識になっています。

現在、被害者の人権を最大限尊重するというのが、国連だけでなく各国政府が取り組んでいる基本姿勢です。しかし、日本の現状を見ると、間違ったことがまだまだたくさん残っています。それを今、変えていく過渡期にあるのではないのでしょうか。先ほど言いましたように、国がやるべき司法制度などについては、ある程度改正がなされ、現場も変わってきました。しかし、地方自治体がやるべきことは、全くとってよいほど、何もやってないのです。

9 すべての支援が住んでいる地域の中で

日本の被害者支援の現状はガラパコス状態であるということを既に指摘しましたが、その内の 1 つ、日本の被害者支援は被害者の立場で制度設計ができていないということをもう少し詳しく説明します。レジュメ 6 頁の下の方の「13」です。「迅速」「公正」「無償」「利用しやすい」という 4 つの原則を備えた支援システムを被害者が住んでいる地域につくる必要があります。

世界的には、被害者の支援というのは、「コミュニティに基礎を置いた支援」が基本です。それを表す言葉に、community-based victim support という表現があります。このコミュニティというのは、日本で言うと、私たちが住民登録をしている地方自治体レベル、すなわち、市区町村レベルです。被害者が住んでいる市区町村の中で、被害者が元の生活に戻るためのすべての手段が用意されている必要があることになります。

最近の 10 数年、日本でやってきたことは、各都道府県にある支援センターの中で何とかできるところまでやるということかと思います。現在、被害者支援については、できているところとできていないところがありますが、被害者からすると、相談に行くとか支援を受

けるのに一日がかりというのは、あまりにも冷たいと思います。そのようなシステムは、支援システムとは言えません。用件が半日で済むようでないといけませんし、できればアウトリーチ、つまり、支援者が被害者のところに行って支援するというのが本来の姿です。

支援は、市役所に行くくらいの距離感で受けられる必要があります。もちろん、市役所がすべてを行うという意味ではありません。市役所の窓口で相談に行って、「それだったら、あそこがやってくれますから」といって紹介されていく。これでいいと思うんです。そういう状態を日本の津々浦々につくっていかなければなりません。全国に市区町村が 1,721 ありますが、「被害者が創る条例研究会」の取り組みは、そのすべてに条例をつくってもらい、支援の窓口を充実してもらうということで、非常に気の遠くなるような取り組みなのです。

10 今の日本に欠けている「良きサマリア人」の精神

日本の被害者支援に問題があるということは、支援をしている人たちが、被害者支援の精神と基本理念を分かっていないことから来ています。最近では良くなってきていると思うのですが、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけての、つまり、初期の被害者支援を引っ張ってきた方々の認識に問題があったように思えます。

レジュメ 1 頁に戻り、「2」をご覧ください。ルカ福音書第 10 章に書かれている「良きサマリア人（びと）」のエピソードは、被害者支援の基本を示しています。このエピソードは「共助」の精神を物語っています。強盗にあって物を奪われて、大ケガをして困っている人がいました。多くの人は見て見ぬふりをして通り過ぎていきました。そういう中で、あるサマリア人が、声をかけて、応急処置をして、宿まで連れて行って、そこで、なにがしかのお金を置いて、「自分は旅を続けなければならないので、これで世話をやって欲しい。」と言って、名前も告げずに立ち去ったというのです。

名前を告げずに去ったということや、対価を求めないということが、実は、被害者支援のイロハということで、このエピソードが世界中のいろいろな場でよく引用されてきました。この“Good Samaritan”という言葉を知らない人は、被害者学を学んでいる人の中にはいないのではないかと思います。被害者支援の基本精神だからです。

このようなことは、私たちの身近な生活の中にもあるはずです。私も今までいろいろな経験をしてきました。1998 年に起きた和歌山カレー毒物混入事件で、鍋を作った人たちの支援に関わってきたのですが、亜ヒ酸入りのカレーを食べて亡くなった方（被害者遺族）と亜ヒ酸によって身体に障害を負った方（被害者）がいました。その亡くなった被害者の遺族と障害を負った方との間でさえも、一緒に活動を行うことができませんでした。

障害を負った被害者たちの会が組織され、ある会合で、遺族の人たちと一緒にやった方がいいのではないかとということになりました。世話人であった被害者の方が、亡くなられた被害者宅の玄関に立ってチャイムを押そうとしたのですが、家の人が出てくる前に帰ってきてしまったと言うことです。

障害被害者と遺族の間でさえも、コミュニケーションが難しいということかと思います。まして、近所の人やその他の一般の人が、被害者にどのように声を掛けたいだろうかかって迷うのは当然のことです。一般の人は、こういうレベルのことさえ分からないんです。これは「イロハのイ」以前の問題だと思うのです。被害者のことが分からないから、なんとなく遠巻きにして様子をうかがっている。そうすると、被害者の方から見ると、何か変な目で見られていると思ってしまうのです。つまり、ミス・コミュニケーションが起きてしまうのです。このようなことは、すべての国、すべての民族に共通しています。しかし、今では、おそらく先進国の中では、まず聞かない話になっていると思います。

11 社会全体が被害者サイドに立つ欧米

レジュメ 4 頁の「10」をご覧ください。時間があれば、詳しくお話ししたいのですが、残念ながら、時間がなくてできません。

5 月 24 日は、神戸連続児童殺傷事件からちょうど 20 年にあたります。1993 年にイギリスで起きた「ジェームズ君殺害事件」と 1997 年に日本で起きた神戸連続児童殺傷事件では、社会の反応が全く逆でした。イギリスでは、被害者・遺族のために多くの人が立ち上がり、デモも繰り返されたのですが、日本では、多くの人が傍観者で、マスコミは、ただただ視聴率や購買数を意識した報道を 3 カ月も続けました。

神戸連続児童殺傷事件から今年は 20 年目にあたります。節目の年ということで、5 月 23 日に東京の議員会館で「院内集会」を開いて、土師守さんにも来ていただきました。事件が起きた 20 年前を、皆さん覚えておられますか？ あの報道は一体何だったんでしょうか？ 土師さんを支援した人はいたでしょうか？

土師さんからお聞きすると、被害者である淳君のお兄さんというのは、元少年 A と同級生だったそうです。土師さんは、そのお兄さんの問題をずっと抱えてきて、この前、公の場で初めて心の一端をお話しになりました。土師さんは、お兄さんの進学を含めてその生活のことで相当苦労されたわけですが、誰からも支援を受けていないし、そういう問題を抱えているということさえ、周りの人は気付いていませんでした。

同じようなことが、今年の 2 月に、ある県でありました。高校三年の男子生徒が、受験をめぐる問題で母親を殺してしまったのです。その男子高校生には、中学^生の妹さんがいたのです。事件は春休みに入る時期に起きたので、学校側も教育委員会も「この妹を転校させなきゃいけない。」というところから始まるのです。そこで、大学教授であり被害者支援センターにも関わっている仲律子先生が、私に相談してこられました。一時は、毎日のようにメールや電話のやりとりがありました。

仲先生がおっしゃるには、警察も教育委員会も全く分かっていないということです。つまり、世の中の多くの人は、この事件の妹さんについて「母親を殺した男子高校生の妹」としか見ていないのです。

そうではないと思うのです。この妹さんは、母親を殺された被害者なんです。ですから、妹さんに対し支援をやらなければならないのですが、今までの日本の被害者支援では、そのような発想はありませんでした。仲先生は被害者支援の専門家でもありますので、密に連絡をとりながら、学校、教育委員会、市、警察などに働きかけて、非常に良い支援態勢をつくって下さいました。

新学期が始まるときに、校長は妹さんと同じ学年の全生徒を集めて話をしてくれたそうです。そのようなことがあって、この妹さんは、従来通り学校に行けるようになりました。その後、ずっと経過を見てくださっていますが、かなりいい形で進行しているようです。今までの日本の被害者支援には、このような発想がなかったのですが、良いリーディングケースをつくって下さいました。

12 被害者を苦しめる偏見と二次被害

次に、レジュメ 2 頁の「4」をご覧ください。二次被害の問題です。

明後日は、神奈川県相模原のやまゆり園事件から 1 年になります。ここに来る前に、東京で複数の新聞記者から取材を受けたのですが、やまゆり園事件では、殺された 19 人の多くが障害者でしたので、マスコミは、はれ物に触るような状態なのです。ご遺族たちが「匿名で」というのは分かるのですが、日本は、十把一絡げで匿名になってしまいます。一部実名でもいい、取材も受けるっていう人もいるのですが、そういう個々の対応はしないのです。

この事件で被害者は、障害を持っているという、1 つのハンディキャップがあり、それにもう 1 つ、被害を受けたというハンディキャップがあります。すなわち、二重のハンディキャップを負った状態で、世の中の人々は被害者にどう関わっていくかということが問われていると思います。

ここで注意していただきたいのは、レジュメにもありますように、行政や支援組織が被害者に対して十分に説明しないとか、個々の被害者の利益を最大に尊重しない、すなわち、被害者を全部同じものとして扱うのも、二次被害の一種なのです。ヨーロッパ評議会は、これを「間接的二次被害」と言っています。

この事件では、そもそもマスコミの報道が非常に歪んでいました。明後日になると、おそらく、テレビや新聞がこぞって、「あれから一年」という特別企画をやると思います。どうぞ皆さん、報道を丁寧にチェックしてみてください。どうも報道の仕方が変だなんて気がつかれば、その方は被害者のことをお分かりになっているということかと思えます。

もう一つ、レジュメ 5 頁の「11」をご覧ください。アメリカで実際にあったことです。このケースと日本で 1990 年 11 月に監禁され 2000 年 1 月に救出された新潟県三条市の小学 4 年生の事件、すなわち、小 4 女児監禁致傷事件とを比較してみてください。共に約 10 年にわたって監禁され、その後に救出された事件です。

アメリカ・オハイオ州で 3 人の若い女性が 10 年間監禁されて救出された時の様子がレジ

ユメの写真です。この事件では、当初、匿名報道だったのですが、救出されて病院から自宅に戻ってくるときに、自宅に何百人という支援者が集まってきて、本人も母親もインタビューを受け、やがて「顔出し」「実名」の報道へと変わって行きました。事件を起こしたカストロの娘も「父がこんなこととして申し訳ない。」と言って社会に謝罪する場面もありました。裁判では、3人の若い女性被害者は、この10年間、性的にどんなひどいことをされたかということを、公開の法廷で訴えました。また、それが全米にテレビ中継され、多くの人々の怒りを買いました。これが、今のアメリカの実情です。

他方、新潟小4女児監禁事件の救出時には、報道協定が結ばれ、被害者宅に近づかないだけでなく、かなり報道が自主規制されました。裁判で検察は、とにかく救出された女性を法廷に出さないことに努め、また、それが高く評価されました。被害者を社会から守るのが、日本の被害者支援なのです。

13 被害者支援で重要な「擁護」活動

今後10年経って、日本がアメリカやイギリスのような社会になるかどうかは分かりません。20年、否、30年かかるかもしれません。要は、世の中の人たちが被害者を理解して、その気持ちや思いを共有できるようになれば、名前を隠したり、顔を隠したりすることもないのです。あるいは、いちいち二次被害などということをする必要もないのです。そういう社会に変えていくのが、被害者支援の大事な役割ですし、国連もそれを目指しています。日本をそういう社会に変えていかなければなりません。

日本で被害者支援に関わっている人たちは、被害者の現状を社会に訴え、世論を変え、制度を変えろという活動をしません。このような活動を「擁護（アドボカシー）」というのですが、日本の支援者は、当該被害者の世話をすることも知れませんが、社会を変える取り組みをしないのです。このことについては、レジュメ3頁の「8」をご覧ください。行政が行うのは「支援」でよいと思いますが、民間では、支援ではなく、「援助」であり「擁護」であるべきなのです。

このようにお話ししてくると、私たちが住んでいる生活圏をこのような状態に変えていくために、行政は何をやるべきかがお分かりになると思います。被害者問題は、思想や信条の問題ではないのです。人間としての生き方の問題なのです。

個々の被害者の支援だけでなく、住民の、そして社会の意識を変えるという重要な役割が地方自治体に期待されています。この先の話は、この後のパネルディスカッションで、具体的に話題が出ればいいなと思っています。時間を超過しましたので、ここで終わりにさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。